政令指定土壌改良資材を混合した肥料に関するQ&A

令和２年12月２日
生産局農業環境対策課

地力増進法施行令（昭和59年10月１日政令第299号）において指定している土壌改良資材（以下、政令指定土壌改良資材という。）については、地力増進法に基づく表示が必要となっております。

今般の肥料取締法の改正により、ポリエチレンイミン系資材とポリビニルアルコール系資材を除く政令指定土壌改良資材について、肥料と混合したものを肥料として製造・販売できることになりました。この製品に関して、地力増進法上の取扱いを下記のとおりまとめましたので、ご承知ください。

◎製造・販売業者の皆様へ

１．地力増進法に基づく表示は必要ですか。

答：　**地力増進法に基づく表示を附す必要はありません。**

地力増進法施行令において指定しているのは、泥炭等の12資材のみであり、これらの資材を他の資材等と混合した場合は政令指定の範囲を外れることになります。そのため政令指定土壌改良資材を混合した肥料についても、政令指定土壌改良資材に該当せず、表示の必要はありません。

◎農業者の皆様へ

２．十分な土壌改良効果を得るために必要な政令指定土壌改良資材を含む肥料の施用量はどのように判断すれば良いのでしょうか。

答：　混合されていない政令指定土壌改良資材については、各製造・販売業者が標準的な施用量を示しています。しかし肥料と混合したものについては、混合した肥料の過剰施用につながらないよう、混合割合や施用する作物等も勘案して施用量を考える必要があるため、一概に土壌改良に必要な施用量を示すことはできません。そのため、当該指定混合肥料の**製造業者に確認いただくことが一番良い確認方法だと考えられます**。